【スーパー教育ローンN】

商品名 スーパー教育ローンN					
○お借人時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満であり、最終返済時の年齢が満 72 歳未満の方。 ○総続して安定した収入のある方。 ○教育鑑定 (株実会社日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の対象校に準じるほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象。)に健学予定または健学中のご子弟のいる方。 ○その他、当 J A が定める条件を満たしている方。 ○その他、当 J A が定める条件を満たしている方。 ○社のを観知を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	商品名	スーパー教育ローンN			
○お借人時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満であり、最終返済時の年齢が満 72 歳未満の方。 ○総続して安定した収入のある方。 ○教育鑑定 (株実会社日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の対象校に準じるほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象。)に健学予定または健学中のご子弟のいる方。 ○その他、当 J A が定める条件を満たしている方。 ○その他、当 J A が定める条件を満たしている方。 ○社のを観知を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。			
 歳末満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○数育施設(株式会社日本政策金融公庫の「国の数育ローン」の対象校に準じるほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。					
 ○難続して安定した収入のある方。 ○教育施設(株式会社日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の対象校に準じるほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他、当 J Aが定める条件を満たしている方。 ○就学されるご子弟の入学金、授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全ての資金が対象です。 ○10万円以上700万円以内、10万円単位とします。 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。 ○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の5日(休日の場合は翌営業日)までとします(1年ごとの自動更新となります)。 ○新規貸越可能期間(元金据置期間)は、対象となる教育施設に在籍する期間中のみ(対象となる薬学ご子弟のご卒業年度末、もしくは、お客様が65歳になる年の契約更新日までの期間です。 ○約定返済期間(新規貸越可能期間終了後)は最長7年です。 ○対能入後の利率は、当 J Aの短期ブライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利報貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済期け金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済網は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息 					
ご利用いただける方					
るほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象。)に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 〇当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 〇その他、当JAが定める条件を満たしている方。 〇就学されるご子弟の入学金、授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全ての資金が対象です。 図和金額 ②10万円以上 700万円以内、10万円単位とします。 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。 〇ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日 (休日の場合は翌営業日)までとします (1年ごとの自動更新となります)。 〇新規貸越可能期間 (元金据置期間)は、対象となる教育施設に在籍する期間中のみ(対象となる就学ご子弟のご卒業年度末、もしくは、お客様が65歳になる年の契約更新日までの期間です。 〇約定返済期間(新規貸越可能期間終了後)は最長7年です。 〇変動金利とします。 〇お借入後の利率は、当JAの短期ブライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 〇お借入後の利率は、集証料を含みます。 〇お借入利率には、保証料を含みます。 〇利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 〇新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌賞業日)にご返済いただきます。 〇約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済別にだきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息					
中のご子弟のいる方。					
○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他、当JAが定める条件を満たしている方。 ○就学されるご子弟の入学金、授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全ての資金が対象です。 ○10万円以上 700万円以内、10万円単位とします。 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借人が可能です。 ○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日 (休日の場合は翌営業日)までとします (1年ごとの自動更新となります)。 ○新規貸越可能期間 (元金据置期間)は、対象となる教育施設に在籍する期間中のみ (対象となる就学ご子弟のご卒業年度末日)となります。※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65歳になる年の契約更新日までの期間です。 ○約定返済期間 (新規貸越可能期間終了後)は最長 7年です。 ○変動金利とします。 ○お借入後の利率は、当JAの短期ブライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 ○新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済開貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額 (元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息					
②その他、当JAが定める条件を満たしている方。 ②就学されるご子弟の入学金、授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全ての資金が対象です。 ②10万円以上700万円以内、10万円単位とします。 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。 ②ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日 (休日の場合は翌営業日)までとします (1 年ごとの自動更新となります)。 ③新規貸越可能期間 (元金据置期間) は、対象となる教育施設に在籍する期間中のみ (対象となる就学ご子弟のご卒業年度末日)となります。※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65 歳になる年の契約更新日までの期間です。 ③約定返済期間 (新規貸越可能期間終了後)は最長7年です。 ③変動金利とします。 ○お借入後の利率は、当JAの短期ブライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 ②新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
資金使途○就学されるご子弟の入学金、授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全ての資金が対象です。契約金額○10万円以上 700万円以内、10万円単位とします。 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日 (休日の場合は翌営業日)までとします (1 年ごとの自動更新となります)。 ○新規貸越可能期間 (元金据置期間)は、対象となる教育施設に在籍する期間中のみ (対象となる就学ご子弟のご卒業年度末日)となります。 ※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65 歳になる年の契約更新日までの期間です。 ○約定返済期間 (新規貸越可能期間終了後)は最長 7 年です。 ○変動金利とします。 ○お借入後の利率は、当JAの短期ブライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。の新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額)ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下					
 資金使途 での資金が対象です。 ①10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とします。 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。 ○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日 (休日の場合は翌営業日)までとします (1 年ごとの自動更新となります)。 ○新規貸越可能期間 (元金据置期間) は、対象となる教育施設に在籍する期間中のみ (対象となる就学ご子弟のご卒業年度末日)となります。※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65歳になる年の契約更新日までの期間です。 ○約定返済期間 (新規貸越可能期間終了後)は最長 7 年です。 ○変動金利とします。 ○お借入後の利率は、当JAの短期ブライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 ○新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ②約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済側ける口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額)ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 					
要約金額	資金使途				
要約金額 借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。					
借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。 ○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日 (休日の場合は翌営業日)までとします (1年ごとの自動更新となります)。 ○新規貸越可能期間 (元金据置期間)は、対象となる教育施設に在籍する期間中のみ (対象となる就学ご子弟のご卒業年度末日)となります。 ※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65歳になる年の契約更新日までの期間です。 ○約定返済期間 (新規貸越可能期間終了後)は最長 7年です。 ○変動金利とします。 ○お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 ○新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済預け次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息	契約金額	○10万円以上700万円以内、10万円単位とします。			
までとします (1年ごとの自動更新となります)。		借入極度額の範囲内であれば何回でもお借入が可能です。			
 (一新規貸越可能期間 (元金据置期間) は、対象となる教育施設に在籍する期間中のみ (対象となる就学ご子弟のご卒業年度末日)となります。 ※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65歳になる年の契約更新日までの期間です。 (一約定返済期間 (新規貸越可能期間終了後)は最長7年です。 (一次動金利とします。) (一お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 (一) お借入利率には、保証料を含みます。 (一) 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 (一) 新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 (一) 約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息)10万円以上50万円以下 1万円+利息 		○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日 (休日の場合は翌営業日)			
契約期間 中のみ (対象となる就学ご子弟のご卒業年度末日)となります。 ※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65歳になる年の契約更新日までの期間です。 (約定返済期間 (新規貸越可能期間終了後)は最長7年です。 (変動金利とします。 (お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 (お借入利率には、保証料を含みます。 (利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 (新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 (約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息		までとします(1年ごとの自動更新となります)。			
※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が 65歳になる年の契約更新日までの期間です。	契約期間	○新規貸越可能期間(元金据置期間)は、対象となる教育施設に在籍する期間			
なる年の契約更新日までの期間です。		中のみ(対象となる就学ご子弟のご卒業年度末日)となります。			
○約定返済期間 (新規貸越可能期間終了後) は最長 7年です。 ○変動金利とします。 ○お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 ○新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息		※新規貸越可能期間とは、ご子弟の卒業年度末、もしくは、お客様が65歳に			
(一) で変動金利とします。 (一) お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。 (一) お借入利率には、保証料を含みます。 (一) (一) 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 (一) 新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 (一)		なる年の契約更新日までの期間です。			
(計価入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。○お借入利率には、保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 (新規貸越可能期間お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。○約定返済期間毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息		○約定返済期間(新規貸越可能期間終了後)は最長7年です。			
借入利率		○変動金利とします。			
借入利率		○お借入後の利率は、当JAの短期プライムレートを基準金利とし、この基準			
○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。 ○新規貸越可能期間 お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間 毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息	借入利率	金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。			
さい。 ○新規貸越可能期間 お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間 毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息		○お借入利率には、保証料を含みます。			
○新規貸越可能期間 お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月5日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間 毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息		○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせくだ			
お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月 5 日(休日の場合は翌営業日)にご返済いただきます。		さい。			
営業日)にご返済いただきます。 ○約定返済期間 毎月 5 日 (休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額)ご返済額(元金+利息) 10 万円以上 50 万円以下 1 万円+利息		○新規貸越可能期間			
○約定返済期間 毎月 5 日 (休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上 50万円以下 1万円+利息		お借入金額に対して、お利息(保証料含む)のみ毎月 5 日(休日の場合は翌			
毎月 5 日 (休日の場合は翌営業日) を約定返済日とし、契約金額(借入極度額) に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上50万円以下 1万円+利息		営業日)にご返済いただきます。			
返済方法 額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上 50万円以下 1万円+利息		○約定返済期間			
額) に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 具体的なご返済額は次のとおりです。 契約金額(借入極度額) ご返済額(元金+利息) 10万円以上 50万円以下 1万円+利息	返済方法	毎月5日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度			
契約金額(借入極度額)ご返済額(元金+利息)10万円以上 50万円以下1万円+利息		額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。			
10 万円以上 50 万円以下 1 万円+利息					
		契約金額(借入極度額)	ご返済額 (元金+利息)		
50 万円超 100 万円以下 2 万円+利息		10 万円以上 50 万円以下	1万円+利息		
		50 万円超 100 万円以下	2万円+利息		

	100 700 700 7007		ŀ	
	100 万円超 200 万円以下	3万円+利息		
	200 万円超 300 万円以下	4万円+利息		
	300 万円超 400 万円以下	6万円+利息		
	400 万円超 500 万円以下	7万円+利息		
	500 万円超 600 万円以下	8万円+利息		
	600 万円超 650 万円以下	9万円+利息		
	650 万円超 700 万円以下	10 万円+利息		
	○任意返済			
	毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随			
	時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)			
	いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんの			
	で、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われま			
	す。			
担保	○不要です。			
	○当 J A が指定する保証機関(三菱UF Jニコス株式会社)の保証をご利用い			
保証人	ただきますので、原則として保証人は不要です。			
	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合が			
手数料 	ございます。			
	○苦情処理措置			
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組			
	合支店または金融推進部 推進企画課(電話:053-476-3121)			
	にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整			
	備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。			
┃ 苦情処理措置および				
紛争解決措置の内容	(電話:054-284-9913) でも、苦情等を受け付けております。			
	○紛争解決措置			
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっ			
	せん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です(JAバンク相談所			
	を通じての利用となります。)ので、利用を希望される場合は、上記金融推進			
	部 推進企画課または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。			
			完	
	〇お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定 の密本をされていただきます。密本の結果によっては、ご会切にかいかわる			
その他	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる			
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。			
	○印紙税が別途必要となります。 ○その他ご不明の占がございましたよ、当 I A 窓口までお問い合わせください			
	○その他ご不明の点がございましたら、当JA窓口までお問い合わせください。			